

# 宣長の歌学びの開眼

——『百人一首改観抄』の衝撃——

尾崎知光

一、

本居宣長は宝暦二年、二十三歳の時上京し、堀景山の宅に止宿し漢学を学び、又、武川幸順には医学を学んだが、上京後まもなく契沖の『百人一首改観抄』を「人に借りて」読み、歌学びに目ざめた。このことは「玉勝間二の巻、おのが物学びのありしやう」に書かれていてよく知られている。宣長にあつては「歌学び」というのは（一）歌とは何かという歌の本質論（二）歌の解釈（三）作歌の三つをさしている。『百人一首改観抄』は契沖の死後、孫弟子の樋口宗武がその友人堀景山と協力して延享五年、出版したものであるが、当時の歌学者たちの説とは異なるため無視され、宣長はこの書を求め本屋をたずねたが無く、「えうずる人なき故にすり出さず」（『玉勝間』二の巻、ふみども今

はえやすくなれる事）という有様であつた。僅かな初刷り以外には存在しない本を宣長はどうして見ることができたか。「人に借りて」とは誰からか。堀景山の周辺の人をさすと思われるが、この敬語なしの表現は景山をさすとは考えられない。私は景山の子で、在京中宣長と親しかつた蘭沢のことではなからうかと思う。

二、

さて宣長は『改観抄』をみて感動し、『古今余材抄』『勢語臆断』など契沖の書を次々とよみ写して、従来の歌学びの説が誤りであることを知り、契沖を尊信した。このことは帰郷後書かれた『あしわけをふね』に見えている。即ち  
コ、ニ、難波ノ契沖師ハ、ハジメテ一大明眼ヲ開キテ、  
此道ノ陰晦ヲナゲキ、古書ニヨツテ、近世ノ妄説ヲヤ

ブリ、ハジメテ本来ノ面目ヲミツケエタリ、大凡近來此人ノイツル迄ハ、上下ノ人々、ミナ酒ニエヒ、夢ヲミテキル如クニテ、タハイナシ、此人イテオトロカシタルユヘニ、ヤウ／＼目ヲサマシタル人々モアリ、サレトマダ目ノサメヌ人が多キ也、予サヒハヒニ、此人ノ書ヲヨミテ、サツソクニ目ガサメタルユヘニ、此道ノ味、ヲノツカラ心ニアキラカニナリテ、近世ノヤウノワロキ事ヲサトレリ、コレヒトヘニ、沖師ノタマモノ也

とある。宣長は「サツソクニ」とあるように、それまでは世間普通の説に従っていたが、何かしら疑問に思うところがあったのであろう。前記『あしわけをふね』はその冒頭から詩歌の本質を論じたもので、これは明らかに契沖の影響である。契沖の学問については既に『あしわけをふね』以前にその『古今余材抄』の写本の跋に宣長の記した漢文の文章がある。これは宝暦六年で在京中のもので、ここでは特に世間の学問を「設<sup>ケ</sup>怪誕<sup>ニ</sup>奇僻<sup>ノ</sup>説<sup>ヲ</sup>、會<sup>レ</sup>儒牽<sup>キ</sup>佛<sup>ヲ</sup>高<sup>ニ</sup>妙<sup>ニ</sup>其言<sup>ニ</sup>而駭<sup>ニ</sup>世<sup>ヲ</sup>聽<sup>ニ</sup>聞<sup>ニ</sup>焉<sup>ニ</sup>。動稱<sup>ニ</sup>新秘<sup>ト</sup>隱<sup>ニ</sup>見<sup>ニ</sup>微<sup>ニ</sup>顯<sup>ニ</sup>其解愈繁<sup>ニ</sup>愈<sup>ニ</sup>惑<sup>ニ</sup>と批判し、「因私淑而手寫<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>藏<sup>ニ</sup>巾笥<sup>ニ</sup>俟<sup>ニ</sup>同志<sup>ニ</sup>云<sup>ニ</sup>」という文句があり、最後に「私淑」という語もある。宣長は以来、真淵に入門するまで契沖を「契沖師、沖師」と呼び、『石上私淑言』下にもそれがみえる。『石上私淑言』にはすでに真淵の説が多く引かれ賛成

しているところもあるが、契沖も師とすることは変わらない。この称号を用いなくなるのは翌明和元年、真淵に入門して以後で、殊に晩年では、『玉勝間』で「鶯駘」ともよんでいるが、歌学についてはその影響は後にまでつづいたものと思われる。

### 三、

さて次に『百人一首改観抄』の内容を検討し、宣長が開眼したのはいかなる点かについて見てみたい。当時の通説、否、定説とされていたのは幽斎の『玄旨抄』で、これは宗祇の抄をうけついでものである。この書の百人一首の解がすべて誤りではない。しかし契沖が問題にしているのは、歌に対する根本の姿勢のようである。それを示す好例は冒頭の天智天皇の歌である。幽斎の抄の中心となつている部分を抄出すれば、

さて哥の心は秋の田の庵の其時過て秋も末になりゆき苦なども朽はて、露をふせきたよりなきま、に露のたふ／＼とをきあまりたることく我袖のぬる、よし也。其故は王道の御述懐の御哥也。此君九州におはします時世をおそれ給て苜萱の関をすへて往來の人を名のらせ通し給事あり。天子の御身にて御用心などある事は王道もはや時過るにやと覚しめす御心也。(中略) 御説には天智天皇九州に御座有し事日本記其外呈代記

跋餘材抄

盛哉貫之氏之選也。彬々乎千載詞林之宗主者也。而如微旨與趣、匪有註解不能融貫通曉一也。則清輔、俊成、顯昭、定家諸大家皆取而抄註之。美則美矣。而畧簡不悉焉。人猶不無憾於難解一矣。自是以降迄東常祿、細川立旨輩、設怪誕奇僻之說、會儒牽佛、高妙其言而駭世聽聞焉。動稱新秘隱見微顯、其解愈繁愈惑。而耳食之徒相從唱和、雖有出入齟齬者、深信不疑、流風一成滔々不反。自是之後風流英才皆墜其圈套、莫復能出焉。會文明之運、諸子百家之士僞傑競起。此道獨無其人乎哉。乃浪華有契沖師者。翔泳風雅、殊長乎訓詁。所說率徵據日本紀萬葉集、而大旨倡古義、破數百年詞家成說之惑一矣。嘗著萬葉代匠記、剖蠶絲一折牛毛、精確詳明莫以尙焉。其有工斯文也、廣且大矣。尋有餘材抄之作、以註古今。蓋代匠輯探之餘材所成也。以故名云爾。宣長受而讀之。則深切懇至、而集中微旨奧趣揭焉乎著明矣。因非近世俗學諸註家之所能追也。夫亦千載詞林之良佐者也。而人皆憤近浮靡之說也、一披之見其沈雄整密、與尋常以爲迂遠亡補於事、莫敢復取焉者一矣。嗟乎下和氏之璧可抱而泣乎。因私淑而手寫之、藏巾笥、俟同志云。余其雖不爲彼之忠臣、然又免乎爲風雅之辜人、則庶幾乎。時

寶曆丙子仲冬舞庵本居宣長題

等に見えず。不審。此御製の奥義は諒闇の御哥也。平民の者も倚廬とて父母喪の時つゝしみ居る所也。天子は諒闇の時父御門の御かなしひにつきてかり庵を作りかたはいにして板敷をさけあしの簾をかけ苦にふし塊を枕にすといふ也。

ということ、我が袖手の露は天子の衣の露、恵みの露と解するのである。また先帝斉明天皇が九州の地で没せられた諒闇の悲しみの涙の露とも解するのである。

これに対し、契沖は、

我衣手とは古来此我を天子の我にして民の上をおほしめしやりてよませ給へると執する故に釈し損する也。万葉古今等の七夕歌にあるひは牽牛となり或は織女となりてよめるが如く是は土民のわれにて天子の御身をおし下してまたく土民に成て辛苦をいたはりてよませ給ふが有がたきなり。(中略)

しかるを王道おとろへさせ給ふ述懐の御歌といひあるひは哀傷の御歌なりといふ。皆部立にも題にも歌にも見えぬ推量のひかことなり。述懐哀傷共に不吉の事なるを巻頭におかれなんや。これ皆さきにいふことく我を天子の我と見るよりおこれり。

と批判する。「我が衣手」というのはあくまでこの歌の「作者の我」であるとし、歌としての自主性ともいふべきものをしっかりと捉えるべきであるとする。『古今余材

抄』の跋で「會<sub>レ</sub>儒牽<sub>レ</sub>佛……動稱<sub>シ</sub>新秘<sub>ト</sub>隱<sub>ニ</sub>見微<sub>ト</sub>頭<sub>一</sub>其解愈繁愈惑」と宣長がのべた点を指摘したものである。この解をよんで宣長は『あしわけをふね』の冒頭の歌の本質論をのべることができたものと思われる。宣長は後に改観抄を入手し、書入れて「契沖ノ説ハ証拠ナキコトライハズ、他ノ説ハ多クハ証拠ナシ」というが、これは確かか否かの問題とは異なる。正、不正の問題である。右の書入れは、その契沖の説を後に冷静にかみしめた時での批判であるように私には思われる。このようにみてくると、最初に改観抄をみた時の宣長の感動がよく理解されるのである。

(おごさき さとあきら)